

【用語集】

用語	用語解説
あ行	
慰謝料	精神的な苦痛を受けたことに対する賠償金のこと。旧統一教会による違法な勧誘行為等によって被害を受けた場合には、献金等の返還に加えて慰謝料を請求できる場合がある。また、宗教二世として独自に被害を受けた場合にも、慰謝料を請求できる場合がある。
か行	
解散命令	裁判所が特定の法人に対し、その活動を終了するよう命じる裁判のこと。旧統一教会については、解散命令が確定したことにより法人が解散し、現在は清算人による清算手続が進められている。
原資	支払や寄附などに利用される資金（資金源、元手）のこと。
戸籍謄本 （戸籍の全部事項証明書）	戸籍に記載されている方全員の情報が記載された公的な証明書のこと。本人確認や親族関係の確認のため提出を求められることがある。なお、手続によっては、戸籍謄本のほか、除籍謄本や改製原戸籍謄本などの提出が必要となる場合がある。
さ行	
債権	金銭の支払等を求めることができる権利のこと。献金等による被害について、旧統一教会に対して支払を求める損害賠償請求は、「債権」の行使に当たる。
債権者	債権を持っている人のこと。
債権申出	清算手続の中で、自分が持っている債権を清算人に届け出る手続のこと。旧統一教会に関しては、清算人のホームページ（ https://ffwpu-seisan.jp/ ）からオンラインで債権申出をすることができるほか、インターネットを利用することが困難な方向けに書面による債権申出も可能となっている。
債権申出人	債権申出を行った人のこと。
債務名義	裁判所の判決書や和解調書など、相手方に金銭の支払義務があることを公的に証明する文書。これがあれば、強制執行の手続を開始することができる。
受遺者	遺言によって財産を受け取ることになった人のこと。旧統一教会からの被害を受けた方が亡くなっている場合、その遺言の内容によっては、受遺者が債権申出に関係することがある。
消滅時効	ある権利が一定期間継続して行使されないことにより、その権利を主張できなくなる制度。債務者の援用（債務者がその効力を主張すること）を必要とする点で除斥期間と異なる。
除斥期間	ある権利について、法律が定めた存続期間。この期間が経過するこ

【用語集】

	とで権利は当然に（債務者が主張するか否かにかかわらず）消滅する。
清算手続	解散した法人について、財産や負債を整理し、債権者への支払を行うための手続。旧統一教会については、裁判所による解散命令を受けて清算手続が進められている。清算人は、債権申出を受け付けた上で内容を確認し、教会の財産を整理しながら弁済を認めるべき債権者への支払を行う。旧統一教会に対する損害賠償請求権等があると考えの方は、清算手続の中で債権申出を行う必要がある。
清算人	解散した法人の財産や負債を整理するために、裁判所から選任された者。旧統一教会の清算手続では、清算人が旧統一教会の財産を売却するなどして金銭に換え、支払を行うべき債権者に対して支払を行うこととなる。清算人は、債権者への支払のために、債権申出を受け付け、提出された資料等を確認しながら手続を進める。
成年後見人	判断能力を欠く方を保護し、支援するため、家庭裁判所によって選任される者。成年後見人は、本人に代わって財産の管理や法律上の手続を行う権限を有しており、本人に代わって債権申出を行うこともできる。
損害賠償請求権	違法な行為によって損害を受けた場合に、その損害の賠償を請求することができる権利。
は行	
不法行為	他人の権利や利益を侵害し、損害を生じさせる違法な行為のこと。不法行為によって損害を受けた場合には、損害賠償を請求することができる。旧統一教会による違法・不当な勧誘行為等も、不法行為に当たり得る。
弁済	債務を負っている人が、金銭の支払などによってその義務を果たすこと。
保佐人	判断能力が著しく不十分な方を支援するため、家庭裁判所によって選任される者。保佐人が本人に代わって債権申出を行うためには、家庭裁判所から債権申出に関連する代理権が与えられている必要がある。
補助人	判断能力が不十分な方を支援するため、家庭裁判所によって選任される者。補助人が本人に代わって債権申出を行うためには、家庭裁判所から債権申出に関連する代理権が与えられている必要がある。